

# 一般社団法人明星会明星大学同窓会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

**第1条** この法人は、一般社団法人明星会明星大学同窓会（以下「本会」という。）と称する。

### (事務局の所在地)

**第2条** 本会は、主たる事務所を東京都日野市程久保二丁目1番地1、明星大学内に置く。

### (目的)

**第3条** 本会は、会員相互の親睦と人格の向上をはかるとともに、明星大学との連携を保ち同窓会並びに明星大学の発展に寄与し、社会に貢献することを目的とする。

### (事業)

**第4条** 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 卒業期会・支部会（遠隔集会・会議含む）に対する支援
- (2) Webサイト・SNS（会報・メールマガジン等発行）の管理・運用
- (3) 会員名簿の作成及び管理・運用
- (4) 奨学金、困窮学生等の学生生活、クラブ活動及び就職等の支援
- (5) ホームカミングデー(All Stars' Day)の開催
- (6) 講演会・研修会の開催及びリカレント教育・生涯学習等の後援
- (7) 明星大学通信教育部同窓会及び明星同窓会と連携した事業の展開
- (8) 明星大学の発展に寄与するための事業の推進
- (9) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

### (卒業期会及び支部会等)

**第5条** 本会に第3条の目的を達成するため、卒業期会及び支部会を設ける。

2 卒業期会は本会の基盤組織として全ての卒業生を卒業期ごとに登録し、毎年度の正会員の中から当該期の代議員を選出する。

3 支部会は任意の活動組織として、代議員を選出することができる。支部会に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

### (公告の方法)

**第6条** 本会の公告は、電子公告で行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行うことができる。

## 第2章 会員

### (会員)

**第7条** 本会の会員は、次の正会員、準会員、在学会員、特別会員、名誉会員、賛助会

員をもって構成する。

(1) 正会員 明星大学の学部卒業生の内、入退会及び会費に関する規則に定める所定の会費を納入済みで、現にその会費が有効である者。ただし、大学中退者、大学院生等が入会を希望する場合は、理事会の承認を得てこれを加えることができる

(2) 準会員 明星大学の学部卒業生の内、入退会及び会費に関する規則に定める会費未納の者。ただし、直近の所定の会費納入等の手続きを経て正会員となることができる

(3) 在学会員 明星大学の学部在学学生

(4) 特別会員 正会員及び準会員を除く明星大学の専任教職員

(5) 名誉会員 本会の目的に賛同して本会に貢献し、理事会において承認された者

(6) 賛助会員 本会の目的に賛同して、後援・寄付等をなし理事会において承認された者

2 本会の会員は正会員のみが代議員の選挙権と被選挙権を持つ。

### (入会)

**第8条** 前条第1項1号に掲げる資格を有する者は、入会の手続きを経ることなく正会員となる。

2 前条第1項3号に掲げる資格を有する者は、入会の手続きを経ることなく在学会員となる。

3 前条第1項4号、5号及び6号に掲げる会員の入会については入退会及び会費に関する規則に定める。

### (会費)

**第9条** 正会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費を納めなければならない。

2 会費及び納付手続については入退会及び会費に関する規則に定める。

3 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

### (退会)

**第10条** 会員は、入退会及び会費に関する規則に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### (除名)

**第11条** 会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本会の定款その他の規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

### (会員の地位喪失)

**第12条** 前2条のほか、会員は次の事由によって、その地位を喪失する。

2 当該会員が死亡し、又は本会が解散したとき。

### (会員の呼称)

**第13条** 昭和43年3月卒業生を第一期会員とし、以下卒業年度毎に順を追って第何期会員と称する。

### 第3章 代議員

#### (代議員)

**第14条** 本会は第7条に規定する正会員の中から選出された代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員（以下「代議員」という。）とする。

2 代議員は卒業期会及び支部会から、それぞれ一人以上を選出する。

3 前項の代議員の任期は、選出後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、代議員が総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は法人法の社員たる地位を失わないが、当該代議員は、役員の選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする。

4 代議員候補者の選出にあたっては、卒業期会及び支部会ごとに独自にかつ民主的な方法で、それらの正会員の中から定められた人数を選出する。選出に関する規則は理事会において別に定める。

5 代議員は総会において、正会員を代表し第19条に定める事項について議決を行う。

6 欠員が生じ補欠のために選任された任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

7 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会に対して行使することができる。

(1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

(2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）

(4) 法人法第51条第4項の権利（書面による議決権行使記録の閲覧等）

(5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）

(6) 法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）

(7) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

(8) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(9) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

#### (任意退任)

**第15条** 代議員は、別に定める代議員退任届を提出することにより退任することができる。

#### (除名)

**第16条** 代議員が本会の名誉を傷つけ、又は代議員としての義務を怠り、若しくは第3条の目的に反する行為をしたときは、総会の決議によって代議員を除名することができる。この場合においては、当該総会の日から1週間前までにその通知をし、かつ代議員に弁明の機会を与える。

#### (代議員の地位喪失)

**第17条** 前2条の場合のほか、代議員は次項の事由によって、その地位を喪失する。

2 第10条、第11条及び第12条により会員の地位を喪失したとき。

## 第4章 総会

### (構成)

**第18条** 総会は全ての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会（以下、総会という）とする。

### (権限)

**第19条** 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 代議員の除名
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

**第20条** 総会は、定時総会として毎年1回事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

### (招集)

**第21条** 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総代議員の議決権の10分の1以上を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 理事長は、第2項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

### (議長)

**第22条** 総会の議長は会長がこの任に当たる。

### (議決権)

**第23条** 代議員の議決権は1名につき1個とする。

### (決議)

**第24条** 総会の決議は、議決権を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

### (議決権の代理行使)

**第25条** 総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された議事につき書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の代議員を代理人として議決権を行使することができる。

る。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに本会に提出しなければならない。

3 第1項の規定により議決権を行使する代議員は、前条の規定の適用については出席した代議員の員数及び議決権の数に算入する。

#### **(出席代議員の範囲)**

**第26条** 総会の決議については、出席した代議員本人及び代理人を出席させた代議員並びに議決権行使書面を開催日の前日までに本会に提出した代議員の各議決権の数を出席した代議員の議決権の数に算入する。

2 前項において、議決権行使書面を提出した代議員の議決権の数を出席した代議員の議決権の数に算入するのは、招集通知に記載された議題及びその修正案の決議に限るものとする。

#### **(議事録の作成及び保存)**

**第27条** 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、議長及び出席した理事2名が記名押印の上、これを主たる事務所に10年間保存しなければならない。

#### **(総会運営規則)**

**第28条** 総会の運営に関する必要な事項については、法令で定めるところのほか、総会に於いて定める総会運営規則によるものとする。

## **第5章 役員**

#### **(種類及び定数)**

**第29条** 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 理事 15名以上 25名以内
- (4) 監事 2名

#### **(役員を選任)**

**第30条** 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び第31条第4項及び第5項に規定する理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 理事及び監事の選任に関する必要な事項は総会の議決により別に定める。

#### **(理事の職務及び権限)**

**第31条** 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより本会の職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本会の業務を執行する。

4 会長は本会の業務を分担執行し、会運営を円滑に行うために運営執行理事を理事の中から指名することができる。

5 会長は、別に定めるところにより、事務局の労務管理及び業務支援等を担当する特命執行理事を任命することができる。

6 副会長及び本条4項、5項に掲げる理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### **(監事の職務及び権限)**

**第32条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成するほか、理事会に出席して必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事務の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事の監査については法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員により定める監事監査規則によるものとする。

#### **(役員任期)**

**第33条** 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。但し、重任を妨げないものとするが、連続3期を超えることはできない。

2 補欠のため就任した理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 理事又は監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### **(地位の喪失による退任)**

**第34条** 理事又は監事が正会員の地位を失ったときは、退任するものとする。

#### **(役員解任)**

**第35条** 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為があった場合、又は心身の故障等特別の事情がある場合には、その任期中であっても、総会の決議によって解任することができる。

#### **(報酬等)**

**第36条** 役員は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、別に定めるその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### **(損害賠償責任の一部免除)**

**第37条** 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

#### **(名誉会長)**

**第38条** 本会に、名誉会長を置く。

2 名誉会長には明星大学学長を推戴する。

3 名誉会長は本会の重要事項に関して相談にあずかる。

#### **(顧問)**

**第39条** 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の経験者、及び本会に功績があった会員等の中より、理事会において

推薦し、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の重要事項について会長の諮問に応ずる。

4 顧問は、会長の要請に応じて、総会及び理事会に出席し意見を述べることができる。

5 顧問は、無報酬とする。

## 第6章 理事会

### (構成)

**第40条** 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

**第41条** 理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

### (招集)

**第42条** 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催する。

### (議長)

**第43条** 理事会の議長は、会長がこの任に当たる。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がこれに当たる。

### (決議)

**第44条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録の作成及び保存)

**第45条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、理事会に出席した会長及び監事が記名押印の上、これを主たる事務所に10年間保存しなければならない。

### (法律に依拠しない任意の会議体の運営)

**第46条** 本会の業務を適切かつ円滑に運営するために、理事会の決議を経て必要な委員会を置くことができる。

2 委員会に関する必要な事項は別に定める。

### (理事会規則)

**第47条** 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第7章 資産及び会計

### (事業年度)

**第48条** 本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

### (経費)

**第49条** 本会の経費は入会金、会費、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

### (会計帳簿の作成及び保存)

**第50条** 本会の会計帳簿（日記帳、仕訳帳、元帳等）及びその補助簿は適時に正確に作成され、それとともにその事業に関する重要な資料を会計帳簿の閉鎖後10年間保存しなければならない。

### (事業計画及び収支予算)

**第51条** 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

### (事業報告及び決算)

**第52条** 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号については報告、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

### (剰余金の処分制限)

**第53条** 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

**第54条** この定款は、総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

**第55条** 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

**第56条** 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、明星大学に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

### (事務局の設置)

- 第57条** 本会は、本会の事業を実施し事務を処理するため事務局を設置する。
- 2 事務局には必要な人員の職員を置く。
  - 3 職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
  - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 コンプライアンス及び個人情報の保護等

### (コンプライアンス)

- 第58条** 本会の役職員及び全ての会員は、法令等を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動を取るものとする。
- 2 コンプライアンスに関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

### (個人情報の保護)

- 第59条** 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

### (情報公開)

- 第60条** 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第11章 補則

### (理事会への委任)

- 第61条** この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、法令に従って理事会が別に定める。

### (定款に定めない事項)

- 第62条** この定款に定めのない事項は、すべて法人法、その他法令の定めるところによる。

## 附 則

- 1、本会の設立当初の事業年度は、本会の成立の日にかかわらず、設立の登記の日から令和5年3月31日までとする。
- 2、本会の設立時の役員は次の通りとする。

設立時理事	青木秀雄	澤 利夫	重枝孝和	古田幸子	植田重彦	榎本立雄
	鈴木 隆	新村 聡	渡辺貴司	遠藤弘子	並木隆一	岩瀬祐子
	柳橋一郎	原田久志	羽山 徹	名取 淳	後藤信夫	高城秀一
	金澤隆典	磯野 茂	成木正浩	森田修平		
設立時代表理事	青木秀雄					

設立時監事 菊田秀次 藤森俊晴

3、本会の設立時社員は次のとおりである。(法人法 11①四)

設立時社員

東京都 [redacted] 番地

青木秀雄

東京都 [redacted] 番地 [redacted]

澤利夫

東京都 [redacted] 番地 [redacted]

植田重彦

4、権利能力なき社団たる明星大学同窓会（以下旧同窓会という）の会員の扱いは、本会の設立の日に旧同窓会の会員であった者は、設立の登記の日に定款第7条の会員の種別に応じた会員となる。

5、旧同窓会の代議員の扱いは、本会の設立の日に旧同窓会の代議員であった者は、設立の登記の日に定款第14条1項の代議員となる。ただし、任期は同条第3項の定めに係わらず令和6年度に新しい代議員が選出されるまでの期間とする。

以上、一般社団法人明星会明星大学同窓会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和4年3月22日

設立時社員 青木秀雄 印影略

同 澤利夫 印影略

同 植田重彦 印影略